

平成24年度 新居浜市歯科保健推進協議会 議事録

1 開催日時 平成24年7月26日(木) 13:10~14:10

2 開催場所 新居浜市保健センター 3階 中会議室

3 出席者

委員：松木会長・大橋副会長・加藤委員・小溪委員・浅井委員・村上委員・高津委員
小原委員・山内委員・高橋委員・藤田委員 (11名)

事務局：福祉部長・神野

保健センター所長・岡、副所長・藤縄、木戸、係長・渡辺、佐々木

4 会議内容

(1) 平成23年度歯科保健事業報告について

(2) 平成24年度歯科保健事業計画について

(3) その他

①妊婦歯科健診について

②愛媛県歯科保健推進計画及び愛媛県フッ素洗口実施状況の報告

5 議事録

事務局

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。
ただ今より、平成24年度新居浜市歯科保健推進協議会を開催いたします。
また、この会は、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」に基づき傍聴席を設けております。

それでは、お手元の会次第にそって進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

開催に先立ちまして、福祉部長よりご挨拶申し上げます。

神野部長

あいさつ

本日は、ご多忙の中ご出席頂きまして厚く感謝を申し上げます。

平素は新居浜市の保健福祉事業の推進に関しましてご支援ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

歯の健康づくりにつきましては、健康の源である食を生涯にわたり支える重要なものであります。このことから小児期における虫歯予防や中高年期における歯周疾患予防や8020運動の推進を目指し、健診や健康相談等の各種保健事業を通して保健センターを中心に、啓発活動に取り組んでおります。

特に、歯科健診は虫歯予防はもちろんのこと、歯周疾患の予防あるいは早期発見により一度失えば戻ってこない貴重な歯を守ることになり大変有効な事業であると考えております。

事務局

本協議会は、歯科保健事業推進のための協議を目的としており、委員の皆さまの忌憚のないご意見を積極的に頂きたいと思いを。

委員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。松木委員さんから順にお願いいたします

委員自己紹介

事務局

ありがとうございました。

続きまして事務局職員を紹介をいたします。

職員自己紹介

それでは、新居浜市歯科保健推進協議会設置要綱第 4 条に基づきまして、会長、副会長の選出をお願いいたします。

小溪委員

(事務局案はないのですか)

事務局

事務局では、会長に松木委員さん、副会長に大橋委員さんをお願いしたいと考えております。

(会長、副会長、承認)

会長には松木委員さん、副会長には大橋委員さんが選出されました。

お席のご移動をお願いします。

それでは松木会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

会長

(あいさつ)

平素は新居浜市における歯科保健事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。成人 歯科検診を開始してからかなり長く経過しており、市民にもだいぶ浸透してきているのではないかと思いますので、これからさらに受診者が増えるよう推進していきたいと思いを。

母子保健・成人保健など様々な分野において、歯科保健事業が展開されていますが、先日新居浜市の要保護児童対策協議会において歯科医師会として初めての参加をしました。実際問題として新居浜市内で50～60件の虐待相談があり、その子どもたちも幼稚園・保育園・小学校などどこかで検診も受けている状況で歯科検診もいずれかの場所で実施していることと思いを。その子どもたちはもし歯の痛みがあっても保護者が歯科医院に連れて行かない可能性も考えられます。小さい子どもは歯磨きを嫌がるため、親が子どもの口の中の健康に関心を持って、歯磨きに取り組んで

いると思いますが、虐待を受けている子どもは、親の関心が低いため、歯科医院に連れて行かない現状もあり、健診の中でそのような発見をしていく観点も必要であると思います。そのような視点からも本協議会で支援の方向性について検討していきたいと思っています。

また妊産婦の検診の推進をしているところでありますが、新居浜市においてはまだ行政としてのバックアップは実施していないということで、できれば新居浜市においても積極的に実施を検討していただきたいと思います。本協議会でも妊産婦の口腔内のケアについても検討をお願いします。

事務局

松木会長、ありがとうございました。

それでは、歯科保健推進協議会設置要綱第6条2項に基づきまして、これからの議事進行につきましては、松木会長にお願いします。

会長

それでは、議題（1）から協議していきます。

平成23年度新居浜市歯科保健事業実績報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料（事前に配布）により説明 成人保健
資料P1参照
資料P3参照 母子保健

会長

このことについて何かご質問、ご意見はありませんか。

（質疑応答）

会長

1歳6か月児健診などの未受診者は何らかの方法で把握しているのですか。

事務局

未受診者には電話連絡や訪問により状況確認をしています。

会長

次に、議題（2）の平成24年度新居浜市歯科保健事業計画について説明をお願いします。

事務局

資料（事前に配布）により説明 成人保健
資料P5 母子保健

会長

このことについて何かご質問、ご意見はありませんか。

（質疑応答）

会長

母子保健事業については、妊産婦の検診について市長にもお願いしており、議会でも取り上げてもらえるようお願いしているところですが、現在の状況を教えてください。

神野委員

福祉部としましては平成25年度実施に向けて、今後予算的な裏付けが必要なため、検討をすすめているところです。

小溪委員

それに関連して、7月に開催された教育委員会主催の子ども健康サポート推進協議会において、新居浜市の子どものお口の罹患率が幼稚園・小学校・中学校においてかなりポイントが高い現状が報告されました。

全国平均と比較しても、愛媛県平均と比較しても多く、改善のためには妊産婦の検診も重要であると考えます。

子どもに対する母親の意識向上が必要です。その後1歳半健診・3歳児健診もあり、その流れの中で歯科保健を推進していくことが大切であると考えます。愛媛県が策定している歯科保健推進計画に基づくと、ライフステージにおける流れがあると思いますが、それを作っていく必要があると思います。しかし、4歳くらいからが期間があいているので、愛媛県でも推進している、フッ素洗口を取り入れて頂きたいと思います。フッ素自体は数年後には結果が出てくると考えます。う蝕罹患率を下げるためには実施が必要だと思えます。

学童については担当部署が異なるかもしれませんが、この点は部長さんから話をして頂けるのでしょうか。

学童のフッ素洗口については、新居浜市は遅れている現状です。例えば学校の歯磨きにおいても新居浜市は角野小学校以外は実施していません。当然虫歯ができるような状況になっているため、このことも合わせて検討頂きたいと思います。

神野委員

この点につきましては担当課が教育委員会になるので、十分に伝えていきます。

小溪委員

部長さんが責任を持って声かけしていただけるのですか。

神野委員

私達も協力できることはしたいので、担当課が違うという認識ではなくてトータルで見いただければと思います。

新居浜市で1校しか実施していない現状は保健センターでは何か把握していますか。

山内委員

愛媛県の現状について保健所から報告させていただきます。

先ほどフッ素洗口の話が出ましたので説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。先生のお話にも出ましたように、平成24年3月に愛媛県の歯科保健計画が立案されました。その中で虫歯予防に効果的なフッ素の利用を全てのライフステージを通じて、積極的に取り入れることを明示しています。保健所においてもフッ化物洗口事業を実施しており、希望する小中学校を対象にフッ素洗口を実施しています。これは手挙げ方式で希望する学校に3年間の期間、県の費用でスタッフも配置してフッ素洗口をしております。

県内の実施状況を見ると、新居浜市は現在1校で少ないため、啓発の協力をお願いしたいと思っています。3年で事業が終了しますが、継続するとしても1人あたり年間200円程度の経費を県が補助しますので導入して頂きたいと思います。

浅井委員

新居浜市は角野小学校の1校のみの実施でさらに希望者のみの実施ということですが、実施している児童としていない児童でう蝕率に有意差はあるのですか。また、実施している学校と実施していない学校でのう蝕率に有意差はありますか。

山内委員

現在データをまとめているところです。希望者への実施としていますが、現在のところ、100%に近い形で実施ができています。また、伊予市は県の事業開始前からこの事業を実施していました。

小溪委員

教育委員会が実施するのですか。

山内委員

校医や養護教諭の希望により、県が実施しています。

会長

希望しない場合もあるんですね。希望する場合、いつまでに申込が必要ですか。

山内委員

年明け2月末までくらいを毎年締め切りとしています。

会長

新居浜市は1校だけですね。

山内委員

そうです。

小溪委員	西条保健所への申込書ですよね。学校への連絡はいつているのですか。
山内委員	各学校に直接文書で案内しています。
浅井委員	養護教諭の先生の関心もそれぞれですよね。フッ素洗口をするには歯ブラシの管理も大変ですね。
山内委員	そうですね。始まる前には学校の歯科医よりフッ素の安全性等について必要な説明をしており、保護者には十分な理解を得ながら実施しています。
会長	その他何かありませんか。
山内委員	歯科保健計画について簡単に紹介致します。本日配布した資料をご覧ください。平成22年6月に施行された「愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づいて歯科保健計画が策定されました。幼年期から老年期までを支える基本方針を掲げています。県のHPから詳細はダウンロードできます。 毎年11月が「歯と口腔の健康づくり月間」です。今年は11月20日の歯科医師講演会に合わせてイベントを開催予定です。
松木会長	妊婦の歯科健診についてですが、実施するのであれば、対象者は1,100人くらいの見込みでよろしいでしょうか。
事務局	昨年度は多胎も含めると、1,070人に母子健康手帳を配布しました。
松木会長	それでは、1,100人分の予算を検討してもらいたいと思います。
大橋委員	世界的にはフッ素の有効性が示され、抜群な効果があることが分かっていますが、抵抗感があって実施しにくい現状と、安全性を求めすぎるところがあります。フッ素洗口ががんや生活習慣病などを誘発するといった副作用はあるのでしょうか。
松木会長	あまり聞きませんが、斑状歯のリスクは聞いたことがあります。
大橋委員	水質そのものにフッ素が多く含まれている州もアメリカにはあります。

浅井委員

その州ではう歯の罹患率減少のデータがあります。
フッ素の安全性を懸念しても、フッ素は上水道にも含まれていますし、完全に除去することは困難です。

小溪委員

週1法や毎日法がありますが、フッ素もこのような方式ですすめてみてはどうでしょうか。

会長

その他ご意見はありませんか。
ご意見がないようですので、以上をもちまして本日の新居浜市歯科保健推進協議会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。